

## 学生交流会館 kirari 利用要領(特別利用版)

1. 宿泊・食事を伴わない活動について利用目的を勘案し、学生部長判断により利用を許可する場合がある
2. 利用は1階のみとする
3. 研修室利用のため利用料無料
4. 利用を希望する7日前までの学生生活支援課開室日15:00までに申し込むこと  
※事務窓口で渡される「利用願(特別利用版)」を記入すること(以下内容抜粋)
  - ・ 利用年月日
  - ・ 利用時間
  - ・ 利用者名簿
  - ・ 利用目的
5. 対象は教職員及び学生とする
6. 必要な水分補給は認める
7. 利用時間： 平日08:30~16:30(学校休業日を除く)
8. 利用時は基本的な感染症対策を実施すること  
※この要領による取り扱いは新型コロナによる危機管理ステージ下の期間とする